

高松市監査委員告示第7号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年2月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西	均	
同	大	西	智	
同	山	下	誠	

# 監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和6年2月29日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H29.11.30	第30号	指摘	会議室の使用料について	P 22	創造都市推進局	市場管理課	R6.2.5
2	H30	H31.2.28	第1号	指摘【重点】	普通財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P 26	市民政策局	香川総合センター	R6.1.12
3	R元	R2.2.28	第4号	指摘【重点】	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの	P 24	創造都市推進局	市場管理課	R6.2.5
4				指摘【重点】	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P 24			
5	R4	R5.2.28	第3号	指摘	見積徴取における業者の決定方法について	P 12	健康福祉局	保健医療政策課	R6.1.25
6				指摘	補助金交付に係る申請等手続きについて	P 13			
7	R5	R5.11.30	第27号	意見	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について	P 4	創造都市推進局		R6.1.25

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成30年度高松市監査実施計画」及び「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成30年度、31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

### 2 平成30年度の重点取組事項

#### (2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方自治体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

### 2 平成31年度の重点取組事項

#### (2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	指摘		
指摘の項目	会議室の使用料について		
指摘の内容	高松市中央卸売市場業務条例と同施行規則の内容を見直し、会議室の使用料についての規定を明確にされたい。		
公表文該当 ページ	P22		
公表文への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130z.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130z.pdf</a>		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年2月5日
所管課等	創造都市推進局 市場管理課
措置結果	本件指摘事項に係る会議室の使用料については、高松市中央卸売市場業務条例との整合性を図るため、同施行規則の一部改正を行い、超過時間に関する項目を削除するなど、会議室使用料に係る規定を統一し、令和6年1月から運用を開始している。

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／市民政策局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	指 摘【重点】		
指 摘 の 項 目	普通財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「普通財産貸付台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P26		
公表文への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf</a>		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年1月12日
所管課等	市民政策局 香川総合センター
措置結果	<p>本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、普通財産貸付台帳の点検・確認を行い、貸付期間が1か月以上のものは、行政財産使用許可台帳を作成し、当該台帳を作成している。</p> <p>また、高松市公有財産事務取扱規則の遵守について周知徹底を図るとともに、課内でのチェック体制を構築し、適正な事務処理に努めている。</p>

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf</a>		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年2月5日
所管課等	創造都市推進局 市場管理課
措置結果	本件指摘事項については、令和2年4月1日に高松市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則が施行され、行政財産の目的外使用許可において、連帯保証人は不要となった。

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当ページ	P24		
公表文へのリンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf</a>		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年2月5日
所管課等	創造都市推進局 市場管理課
措置結果	<p>本件指摘事項については、監査結果報告を受けて以降、許可期間が1か月以上のものは、行政財産使用許可台帳を作成し、適切に事務処理を行っている。</p> <p>また、高松市公有財産事務取扱規則の遵守については、係長会等を活用し、課内職員に対して、申請書が提出される段階及び台帳を備え付ける段階の2段階において、管理職員のチェックを受けるよう、周知徹底を図るとともに、課内でのチェック体制を構築し、適正な事務処理に努めている。</p>

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和4年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和5年2月28日
区分	指 摘		
指摘の項目	見積徴取における業者の決定方法について		
指摘の内容	契約事務については、参加業者に提示した通知事項を遵守するとともに、公正かつ適正な事務処理が執行されるよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P12		
公表文への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20230228teikikansakekka.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20230228teikikansakekka.pdf</a>		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年1月25日
所管課等	健康福祉局 保健医療政策課
措置結果	<p>本件指摘事項については、令和5年度以降の契約事務において、見積徴取通知書の記載内容の解釈に誤解が生じないように、「業者決定方法」などの記載内容について、より具体的な文面に見直した。</p> <p>また、指摘内容及び今後の改善策について、5年12月に所属内への報告及び情報共有を行い、適正な事務処理が執行できる体制の構築を図った。</p>

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和4年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和5年2月28日
区分	指 摘		
指摘の項目	補助金交付に係る申請等手続きについて		
指摘の内容	補助事業については、申請者が交付決定通知後に着手するよう、事務手続を改められたい。		
公表文該当 ページ	P13		
公表文への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20230228teikikansakekka.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20230228teikikansakekka.pdf</a>		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年1月25日
所管課等	健康福祉局 保健医療政策課
措置結果	本件指摘事項については、令和5年度から、高松市補助金等交付規則に基づき、県から市への内定通知後に、市から補助対象となる申請者に補助金交付申請書等の提出を求め、市の交付決定後、事業に着手するよう事務手続を改めることとした。

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第27号	告示日	令和5年11月30日
区分	意見		
意見の項目	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について		
意見の内容	附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。		
公表文該当 ページ	P4		
公表文への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20231130teikikansakekka.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20231130teikikansakekka.pdf</a>		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年1月25日
所管課等	創造都市推進局
措置結果	<p>本件意見については、監査結果報告を受けて以降、ホームページを更新し、附属機関等ホームページ掲載マニュアルの規定に沿った内容に修正した。</p> <p>また、令和6年1月に、局内所属長を通じて、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、各所属においてホームページの掲載内容に不備がないか、定期的に確認を行うよう周知した。</p>